

法人設立 30 周年を迎えるにあたり

——委員会組織の再構築——

(公社) 日本透析医会

副会長 隈 博政

今年、日本透析医会が法人創立 30 周年を迎える。

昭和 54 年 (1979 年) 4 月 15 日に都道府県透析医会連合会が設立されて以来 38 年になる。昭和 57 年 (1982 年) より社団法人設立を目指して昭和 60 年 (1985 年) に日本透析医会と改称し、昭和 62 年 (1987 年) に社団法人として再発足した。平成 24 年 (2012 年) には公益社団法人として認可された。

法人創立 30 周年を契機として、将来を見据え、当会の業務を見直し、理事会、常任理事会、委員会等の在り方を検討した。理事会は理事によって構成される必要合議機関であり、議会に相当する。決定した事項の遂行、すなわち行政にあたるのは、理事会において選任された常務理事等が委員長を務める委員会が担当する。

さて、日本透析医会の設立当時の問題意識は、当時の定款をほぼ引き継いで、平成 24 年に公益法人化された際の定款と組織図に見ることができる。定款の第 4 条で、「本会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。」とあり、

- (1) 人工透析療法の導入及び継続に関し、その適正化を図るための事例検討、その他の調査研究及びその普及

とある。

組織図でも、適正透析医療普及推進委員会の下に、適正透析導入部会、維持透析療法部会、適正透析普及部会、医療廃棄物対策部会、在宅血液透析部会が設置されている。さらに、適正医療経済・制度調査研究委員会、適正医療経営検討委員会と続く。

かつての透析導入問題に端を発した「適正透析」への取り組みが、法人設立当時の重要課題のひとつであった。しかし、他の科の医会では「標準手術」や「標準治療」とは言うが、「適正手術」や「適正治療」とは言わない。透析医療においても、現在では違和感を覚える文言である。

また、設立当初から診療報酬点数の引き下げに対する対応や災害時人工透析提供体制は重大なテーマであったが、当時は感染性医療廃棄物処理も大きな問題であったことがわかる。現在も取り組んでいる問題もあれば、すでに過去のものとなった問題もある。今回の会誌においても、公募研究助成の論文を除く 25 編のうち、7 編が介護や高齢者問題に関連するものである。災害関連の 4 編と併せると、約半分を占める。

このように時代は進み、今や、診療報酬点数のみならず医療制度そのものを含む「医療保険」部門の強化、および通院困難な透析患者の送迎や透析中断などといった高齢者透析医療における様々な問題に取り組む「介護保険」部門の新設が急務である。

そこでこのたび、委員会の統廃合を行い、「適正透析」を「標準透析」に置き換えることでの名

称変更等を行い、委員会規程を改正し新たな業務を担当する委員会を設置して、委員会活動の活性化に取り組むこととした。

委員会活動のさらなる活性化には、各委員会が年間事業計画と月毎の取り組みスケジュールを立て業務を遂行し、その経過を毎月、常任理事会に報告する事が望まれる。